



## 貸切バス(一般貸切旅客自動車)利用申込書／運送引受書・乗車券(2枚目/2枚)

当社輸送条件(下記の1項一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款および2.3.4項を適用)	
1.	当該輸送の申込みが、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款によらないものであるときは輸送の引受けができません。
2.	契約責任者(申込者を含む)および団体利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は輸送の引受けができません。 (1)暴力団または暴力団の構成員(準構成員を含む。以下同じ) (2)暴力団関係企業または暴力団もしくは暴力団の構成員が出資若しくは業務執行に関して重要な地位に就いている団体 (3)総会屋、社会運動標ぼうゴロその他反社会的勢力に該当するもの (4)特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当する団体またはその構成員 (5)その他前各号に準ずる者
3.	契約責任者(申込者を含む)および団体利用者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行う場合は輸送の引受けができません。 (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為 (5)その他前各号に準ずる者
4.	契約責任者(申込者を含む)および団体利用者が、当社輸送条件に違反していた場合または将来に違反する事態になったと当社が判断した場合は、当社から何ら通知・催告なく輸送の引受けをお断りいたします。この場合、契約責任者(申込者を含む)および団体利用者は輸送の引受けができないことに異議を述べないことおよびこれにより当社が被った損害を賠償(上記2.3項の場合)して頂くこととなります。なお、当社はこれに伴う損害については一切賠償いたしません。

違約料(一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款 第15条、16条より)	
(1)配車日の14日前から8日前まで	所定の運賃及び料金の20%に相当する額(消費税込)
(2)配車日の7日前から配車日時の24時間前まで	所定の運賃及び料金の30%に相当する額(消費税込)
(3)配車日時の24時間前以降	所定の運賃及び料金の50%に相当する額(消費税込)
(4)出発時刻から30分を経過しても旅客が乗車についての意思表示をしないとき	所定の運賃及び料金の100%に相当する額(消費税込)

配車場所の地図

備考欄